

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1（第11条関係）付表により市長が指定する区域を次のとおり定め、令和5年6月16日から実施する。

令和5年6月16日

見附市長 稲田 亮

令和5年見附市告示第106号（振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域）で指定した区域の区分ごとに次のとおりとする。

1. 1号区域

(1) 振動規制法の第1種区域

(2) 第2種区域のうち工業地域以外の地域

(3) 第2種区域の工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80mの地域

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2. 2号区域

規制地域の内、1号区域以外の地域